

報道関係者 各位

# 12月は「年末食品等監視強化月間」 ！食品取扱施設の一斉立入を開始！ 各保健所において初日の立入検査を実施します

年末年始にかけて短期間に多くの食品が大量に流通することから、県では、12月を「年末食品等監視強化月間」とし、食品等事業者に対し、特にノロウイルス食中毒発生防止を目的として食品の衛生的な取扱いに係る監視指導を行っております。



月間の監視指導の開始にあたり、各保健所では12月2日(月)に、下記により食品販売施設への立入検査を実施します。



記

保健所名	施設名称・所在地	実施時間	問合せ先	報道関係者 集合場所・時間
村山保健所	おーばん さくらぼ東根店 東根市中央一丁目9-28	午前10時から	生活衛生課食品衛生担当 電話 023-627-1185 担当 高野	サービスカウンター 午前9時45分
最上保健所	ヤマザワ新庄宮内店 新庄市五日町字宮内 272-1	午前10時30分 から	保健企画課食品衛生担当 電話 0233-29-1261 担当 浅黄	正面入口 午前10時15分
置賜保健所	おーばん長井店 長井市館町南16-1	午前9時45分 から	生活衛生課食品衛生担当 電話 0238-22-3740 担当 佐藤	正面入口 午前9時40分
庄内保健所	ジェイ・マルエー酒田北店 酒田市上安町1-1-18	午前10時30分 から	生活衛生課食品衛生担当 電話 0235-66-5664 担当 五十嵐	正面入口 午前10時15分

## 令和6年度年末食品等監視強化月間の実施について

- 実施期間：令和6年12月2日(月)～12月27日(金)
- 実施内容：各保健所において、次の施設に対しHACCPに沿った衛生管理の実施状況などについて監視指導を行い、特にノロウイルス食中毒防止のための啓発を行います(およそ350施設を予定)(参考：別添啓発チラシ)
  - ・食品を大量に取り扱うスーパーマーケット、広域流通食品の製造・販売等を行う施設等
  - ・食肉等を取り扱う施設
  - ・弁当屋、旅館、ホテル、給食施設等の大量調理施設



問合せ先  
食品安全衛生課 食品衛生企画専門員 佐藤陽子  
電話 023-630-2677  
[報道監] 防災くらし安心部 次長 小泉 篤